

2017年3月

「カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0（平成29年1月）」の概要及び活用について

平成29年1月31日、IoT推進コンソーシアム、総務省及び経済産業省が「カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0」を公表しました。

本稿では、当該ガイドブックの概要及び関係事業者における活用方法等について説明します。

1 「カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0」とは

「カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0」（以下、「ガイドブック」といいます。）とは、総務省及び経済産業省が事務局を務める「IoT推進コンソーシアムデータ流通促進ワーキンググループ」下に設置された「カメラ画像利活用サブワーキンググループ」における議論、及び、平成28年11月から12月にかけて行われたパブコメにおける意見を踏まえて策定されたものです。

ガイドブックは、法令のように強制力のあるものではなく、業界・業態に応じた利活用ルールがない場合等に、カメラ画像を利活用しようとする事業者等において大いに参考になるツールとなっています。

ガイドブック本体は、経済産業省等のサイトにおいて公表されています（<http://www.meti.go.jp/press/2016/01/20170131002/20170131002-1.pdf>）。

なお、IoT推進コンソーシアムの下には、上記ワーキンググループ（WG）のほかに、技術開発WG（スマートIoT推進フォーラム）、先進的モデル事業推進WG（IoT推進ラボ）及びIoTセキュリティWGが設置されており、IoT・ビッグデータ・人工知能時代に対応し、企業・業種の枠を超えて産学官で利活用を促進するために設立された民主導の組織であり（平成28年11月18日時点の会員法人数2,605社）、技術開発、利活用、政策課題の解決に向けた政策提言等を実施しているとのことです（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/dai4/siryou5.pdf）。

2 概要ーガイドブックが対象とする範囲について

例えば、店舗を営む事業者が、店頭でカメラを設置して、来店者を撮影し、その撮影したカメラ画像から特徴量データを抽出して、来店者の性別、年代等のデータを取得し、来店動向を把握して事業の効率を上げようと計画した場合、個人情報保護にのみ配慮すれば足りるというものではありません。

事業者においては、個人情報保護法等関係法令を遵守した上で、さらに、来店者のプライバシーにも配慮し、「十分な事前告知等を行うことによって相互にコミュニケーションを図ることが求められている」（ガイドブック3頁）と言えます。

しかしながら、個人情報保護法等関係法令に関する参考資料や参考情報については官民いずれからも多く提供されているものの、事業において情報技術を導入・活用しデータ化を図って産業競争力を上げようとする場合に、プライバシー保護の観点から配慮が必要な事項、さらにはどのようにして生活者と相互理解を図ればいいのかということについては、参考となるべき信頼に足る情報がなかなかありませんでした。

そのため、事業者においては、来店者等カメラに写る・写る可能性のある者（ガイドブックにおいては「生活者」と定義されています。）がカメラ画像の利活用に対して抱く不安をどのようにすれば払拭できるのか、どのようにすれば相互理解を図れるのか、また、他事業者はこのような問題にどのように取り組んでいるのか等が分からず、事業におけるカメラ画像の利活用に躊躇することが多かったのではないのでしょうか。

そこで、事業者がカメラ画像というデータを利活用するときに、どのような原則に立った上でどのように考え、どのように生活者のプライバシーに配慮し、どのようにして生活者との相互コミュニケーション・相互理解を図って生活者の不安をできるだけ払拭し、リスクの低減化に努めた上で利活用を行えばいいのかについて、学者、事業者、事業者団体、生活者団体、弁護士等が議論して整理してくれた、このガイドブックが大いに参考になると言えます。

また、このような背景において策定されたガイドブックであるため、防犯目的で取得されるカメラ画像の取扱い、及び、個人を特定する目的でのカメラ画像の利活用（例えば、カメラ画像と保有する会員情報等を紐づける場合等）については、ガイドブックの対象外となっています（ガイドブック15頁参照）。

さらには、最終版ではなく、ユースケース^①等の積み重ねにより改訂が図られるよう、「ver1.0」とされているとのことであり（ガイドブック49頁参照）、今後さらなる充実化が期待されると言えるでしょう。

3 ガイドブックの活用方法について

ガイドブックにおいては、まず、カメラ画像が個人情報に該当するか否かが大きな分岐点であるとして、取得、処理・保存の各過程における、データの「個人情報」等への該当性の考え方を整理してくれています。

さらに、処理・保存過程については、特微量データ、属性情報ⁱⁱⁱ、カウントデータ^{iv}、動線データ^v、処理済データ^{vi}という5種のデータ形式に分けて、個人情報該当性を例示して説明してくれています（ガイドブック3.2項）。

次に、データのライフサイクルを定めるとともに、責任主体や運用実施主体を定めること等、カメラ画像の利活用検討そのものに係る「基本原則」が紹介されています（ガイドブック17頁）。

その上で、5つの適用ケース（①属性の推定のための店舗内設置カメラ、②人物の行動履歴の生成のための店舗内設置カメラ、③人物形状の計測のための屋外に向けたカメラ、④写り込みが発生し得る風景画像の取得のための屋外に向けたカメラ、⑤人物の滞留状況把握のための駅構内設置カメラ）について、事前告知時、取得時、取扱い時、管理時の4つの時系列に分けて、説明・例示を行っています（ガイドブック5.1項）。

このように、事業者においては、自社が行おうとするカメラ画像の利活用に一番近い適用ケースを参照しながら、事業実施における配慮事項や留意点等を探ることができるようになっていきます。

もっとも、ガイドブックも言及しているように、リスク分析にあたっては、有識者や専門家への相談も望ましいと言えるでしょう。

以上

ⁱ 特微量データとは、「取得した画像から人物の目、鼻、口の位置関係等の特徴を抽出し、数値化したデータ」を言います（ガイドブック10頁）。

ⁱⁱ 実例のことを言います。

ⁱⁱⁱ 属性情報とは、「画像データから機械処理で推定した、性別・年代等の情報」を言います（ガイドブック10頁）。

^{iv} カウントデータとは、「カメラ画像から形状認識技術等を基に人の形を判別し、その数量を計測したデータ」を言います（ガイドブック11頁）。

^v 動線データとは、「カメラ画像に写った人物がどのように行動したかを示すデータで、どの時間にどこで何をしていたかを示す座標値を時系列に蓄積することによって生成されるもの」を言います（ガイドブック12頁）。

^{vi} 処理済データとは、「カメラ画像にモザイク処理等を施し、特定の個人が識別できないように加工したデータ」を言います（ガイドブック13頁）。

【監修者】パートナー 弁護士 酒井大輔

http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY020131105000000033

【執筆者】弁護士 阿久津匡美

http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY020160909163200968

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080-9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>